取締役・監査役選任決議書

会社法第４０条第１項の規定により、次の者を取締役・監査役に専任する。

 取締役

 監査役

上記事項を証明するため、発起人がこれに記名押印します。

 令和　　年　　月　　日

 株式会社

 発起人 印